

## 〈母子家庭等対策総合支援事業〉

### ①「自立支援教育訓練給付金」

ひとり親家庭の母および父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成

【対象者】 次のすべてに該当するひとり親家庭の母または父

- (1) うきは市内に居住している
- (2) 所得が児童扶養手当受給対象水準である
- (3) 適職に就くために必要であると認められる講座である

【対象講座】 雇用保険教育訓練給付金制度の指定講座（ハローワークのHP参照）。受講前に申請を行い、講座の指定を受ける必要があります。

【支給額】 受講料の6割（上限20万円、ただし1万2千円を超えない場合は支給されません。）

※雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練を受講している者については、その額を差し引いた額。



### ②「高等職業訓練促進給付金」

ひとり親家庭の母および父が就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のために、修業する期間（48か月を上限）に毎月訓練促進費を、また修了後に修了支援金を支給

【対象者】 次のすべてに該当するひとり親家庭の母または父

- (1) うきは市内に居住している
- (2) 所得が児童扶養手当受給対象水準である
- (3) 養成機関において1年以上修業予定である
- (4) 就業または育児と修業の両立が困難と認められる

【対象資格の例】

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格

【支給額】

	訓練促進費月額	修了支援金
市町村民税の非課税世帯	10万円 (最後の12月は14万円)	50,000円
市町村民税の課税世帯	7万500円 (最後の12月は11万500円)	25,000円

### ③「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」

ひとり親家庭の母、父またはその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し受講した対策講座の受講料を助成

【対象者】 次のすべてに該当するひとり親家庭の母、父または児童

- (1) うきは市内に居住している
- (2) 所得が児童扶養手当受給対象水準である
- (3) 適職に就くために必要と認められる
- (4) 大学入学資格を取得していない

【対象講座】 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）

※高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外

【支給額】

- (1) 受講修了給付金 受講料の4割（上限10万円）
- (2) 合格時給付金 受講料の2割（(1) + (2) の上限15万円）



### ④「日常生活支援事業」

ひとり親家庭の母、父または寡婦の人が就職活動や技能習得のための通学、疾病等のために、一時的に生活援助や保育などのサービスが必要なとき、家庭生活支援員を派遣し、育児や身の回りのお世話をします。

※利用を希望される場合は、派遣家庭登録が必要ですので、事前にお問い合わせをお願いします。